私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

１．改正の趣旨

消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和７年厚生労働省令第 92 号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法施行規則（昭和 28 年文部科学省令第 28 号）の規定の整備を行うもの。

２．改正の概要

厚生年金の受給権者が死亡した場合における未支給の保険給付等を受けようとする者が提出する請求書の記載事項の簡略化を行う。

３．公布日等

公布日：令和７年９月 30 日
施行日：令和７年 11 月１日